## 【料金表】

## ● こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書に係る基準への適合審査料金

一戸建ての住宅 (消費税込み、単位:円)					
計算方法	単独申請	当機関で評価書等を取得したもの			
詳細計算	32,000	16,000	評価方法基準 5-1 (断熱等性能等級 4) の適合が確認出来る場合		
		6,000	評価方法基準 5-2 (一次エネルギー消費量等級 4) の適合が確認出来る場合		
		6,000	認定書等が確認出来る場合		
簡易計算(外皮面積を計算しない方法)	27,000	16,000	評価方法基準 5-1 (断熱等性能等級 4) の適合が確認出来る場合		
簡易計算(モデル住宅法)		6,000	評価方法基準 5-2 (一次エネルギー消費量等級 4) の適合が確認出来る場合		
仕様基準		6,000	認定書等が確認出来る場合		

- 1. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。
- 2. 適合証又は評価書を再発行する場合は、1 通につき 1,000 円 (消費税込み)とする。
- 3. 評価書等とは別表による。
- 4. 認定書等とは住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書とする。

共同住	宅、長屋、併用住宅、その他-	- 戸建ての住宅以外の住宅 (消費税	込み、単位:円)
住戸部分・共用部分の別	申請戸数 又は 床面積	詳細計算	簡易計算(外皮面積を計算しない方法) 簡易計算(フロア入力法) 仕様基準
	1戸	32.000	, ,, ,
住戸部分(イ)	•	,	27,000
	2戸以上 5戸以下	68,000	34,000
	6 戸以上 10 戸以下	92,000	46,000
	11 戸以上 25 戸以下	124,000	62,000
	26 戸以上 50 戸以下	156,000	78,000
	51 戸以上 100 戸以下	208,000	104,000
	101 戸以上 200 戸以下	288,000	144,000
	201 戸以上 300 戸以下	386,000	193,000
	300 戸以上	472,000	236,000
共用部分(口)	2000 ㎡ 以内	50,000	
	2000 ㎡ 超え	100,000	

- 1. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書に係る基準への適合審査において、
  - (1)住戸のみの申請の場合は、(イ)の料金とする。
  - (2)建築物全体の申請の場合は、(イ)と(ロ)の料金の合計とする。
- 2. 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金に 0.5 を乗じた額とする。
- 3. 適合証を再発行する場合は、1 通につき 1,000 円 (消費税込み) とする。
- 4. 当機関において、別表の評価書等の取得により評価方法基準 5-1 (断熱等性能等級 4) の適合が確認 出来る場合は上記の料金表に 0.5 を乗じた額とする。
- 5. 当機関において、別表の評価書等の取得により評価方法基準 5-2 (一次エネルギー消費量等級 4) の 適合が確認出来る場合は 5,000 円 + 1,000 円×申請戸数 (消費税込み) とする。

※以上の料金に該当しない場合は別途相談とする。

## 別表 活用できる評価書等の例

評価書等	審査を省略出来る条件等	
設計住宅性能評価書	- 断熱等性能等級 4 以上 又は 一次エネルギー消費量等級 4 以上	
建設住宅性能評価書		
BELS評価書	基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準	
	又は 基準省令第1条第1項第2号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	
フラット35S適合証明書	断熱等性能等級 4 以上 又は 一次エネルギー消費量等級 4 以上	
及び 設計検査申請書	関系寺は配守版4 以上 又は 一次エイル4 一月貝里寺版4 以上	
すまい給付金制度の現金取得者向け		
新築対象住宅証明書	断熱等性能等級 4 以上 又は 一次エネルギー消費量等級 4 以上 	
低炭素建築物新築等計画に係る	基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準	
技術的審査適合証	又は 基準省令第10条第2号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る	基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準	
技術的審査適合証	又は 基準省令第10条第2号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	
長期使用構造等である旨の確認書	断熱等性能等級 4 以上	